

令和3年9月4、23日付及び令和5年7月16日付「陳情書」に対する県議会の不作為について、法に基づく  
しかるべき対応を求める陳情

令和5年11月27日

(要旨)

令和3年9月4、23日付及び令和5年7月16日付「陳情書」に対する県議会の不作為について、法に基づくしかるべき対応を求める陳情

(理由)

宮崎県議会は、陳情人が提出した令和3年9月4日付「陳情書（株式会社コーソクの不正軽油（地方税脱税）に対する県の犯罪容認（背任）についての陳情）」、令和3年9月23日付「陳情書（「令和3年9月4日付陳情書」添付署名について、西村賢県議会議員及びコーソク西村社長による撤回を申し入れさせる問題行為についての陳情）」、及び令和5年7月16日付「陳情書（宮崎県の「地獄絵」について）」に対して何らのしかるべき対応をしなかった。

上記不作為は、地方自治法第96条「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。」の4「法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。」及び、第98条「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求

して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができ  
る。」に照らすならば、明らかに違法である。

また、令和5年7月16日付「陳情書（宮崎県の「地獄絵」について）  
第3の5」記載の通り、宮崎県議会が、株式会社コーソク代表取締役西  
村賢一及び西村賢県議会議員による私文書偽造行使罪を通じて提出した  
7通の「確認書」を受理して署名撤回処理した行為は、明らかに偽造私  
文書等行使罪幫助（刑法62条1項）に該当し違法である。

宮崎県議会による上記不作為は、本件コーソク不正軽油事件解決を遅延  
させたばかりか、西村賢一氏及び西村賢県議会議員による私文書偽造行  
使罪、宮崎県警による犯罪もみ消し及び冤罪工作違法捜査など犯罪規模  
を拡大させ、県民に多大な損害を与えると共に、無法状態を容認した結  
果、陳情人の身を危険に晒し人権侵害に及ぶ深刻な事態をもたらした。

尚、冤罪工作違法捜査による人権侵害に基づく損害賠償請求事件である  
宮崎地方裁判所令和4年（ワ）第440号事件において、西村賢県議会  
議員は、令和5年11月20日付「控訴人準備書面第2（資料①）」の  
通り、不正軽油隠蔽を図って証拠を改竄した疑いがある。つまり、証拠  
改竄が事実であれば、言うまでもなく不正軽油（地方税脱税）も事実で  
ある。

そうすると、前述した通り、宮崎県議会の地方自治法第96条の4及び

第98条違反は明らかなことから、地方自治法第100条に基づく百条委員会を設置しなければならないことは自明である。

したがって、直ちに百条委員会を設置して本件コーソク不正軽油事件の全容を解明し、県政正常化に努めることを求める。

尚、本請求について、令和5年12月15日（必着）までに文書にて回答することを求める。

令和5年11月27日

日向市浜町3丁目29番地

黒木 紹光

宮崎県議会議長

浜砂 守 殿

添付資料

- ① 令和5年11月20日付「控訴人準備書面第2」
- ② 「写真撮影報告書2（甲18）」
- ③ 「改竄証拠（丙5の1～3）」
- ④ 「被告西村ら第3準備書面抜粋」